

## 令和5年度指定管理業務の評価について

指定管理者による啓発施設の運営について、指定管理者制度導入の趣旨である住民サービスの向上等が適切に図られているかを検証し、その結果を今後の施設管理及び事業運営に反映することを目的として、「猪名川上流広域ごみ処理施設組合指定管理者評価協議会」（以下、「協議会」という）を開催し、指定管理業務を評価したので、概要を次のとおり報告する。

### 1. 協議会の構成

学識経験者3名、住民代表2名、組合事務局1名の計6名。

### 2. 評価の手法

- 評価期間は、令和5年度とする。
- 評価は、「令和5年度指定管理者評価表（令和6年度実施）」に基づき、適正に事業が実施されたかを提出資料の精査及び質疑応答を基に判断する。
- 評価は、①指定管理者による自己評価、②組合による行政評価、③評価協議会による外部評価、以上3段階を経て実施する。

※ なお、評価観点のうち、指定管理者の経営状況にかかる評価については、評価協議会とは別に会計処理評価部会を設けて実施する。

### 3. 協議会の実施

#### (1) 指定管理者会計処理評価部会

実施日： 令和6年5月31日(金)

出席者： 協議会委員1名（学識経験者・税理士）

指定管理者5名（PPP事業本部推進第1部部長、経営統括本部業務管理部チームリーダー、啓発施設所長、同副所長、同事業運営担当スタッフ）  
組合事務局

内 容： 令和5年度収支にかかる帳票類の確認、指定管理業務にかかる会計処理手続の確認等を行った。

#### (2) 指定管理者評価協議会

実施日： 令和6年6月21日(金)

出席者： 協議会委員6名

指定管理者6名（PPP事業本部推進第1部部長、経営統括本部業務管理部チームリーダー、啓発施設所長、同副所長、同事業運営リーダー、同事業運営担当スタッフ）  
組合事務局

内 容： 令和5年度指定管理業務のうち、施設管理及び経営状況、啓発事業の運営に関する各項目について評価を行い、併せて、各項目の総括評価に基づく評価割合により、業務全般の総合評価を行った。

#### 4. 協議会の評価結果

国崎クリーンセンター啓発施設における令和5年度指定管理業務の管理・運営状況について評価を行った結果、おおむね適切に行われていると評価した。

なお、総合評価における協議会意見は次のとおりである。

##### 【総合評価】

「管理体制等」「運営事業等」が A 評価、「経営状況等」が B 評価であることから、「総合評価」は A 評価とする。

##### 【評価のコメント】

- 「管理体制等」については、スタッフの労働面においても配慮がなされており、また、安全管理体制に関してもマニュアルが整備されている。利用者からの苦情やリクエストにも真摯に対応し改善を図っている。
- 「経営状況等」については、経理処理がおおむね適切に行われている。ただし、事業収入が計画より下回ったことなど、今後の改善を期待する。
- 「運営事業等」については、コロナ禍が終息に向かい利用者数が回復傾向にある。様々な講座やイベントなどを工夫して開催しており、利用者の満足度も高い。国崎の特徴である里山をボランティアとともに積極的に保全していることが評価できる。

##### 【附帯意見】

- コロナ禍を経験して人々は野外での活動を求める傾向が強いので、国崎 CC の強みとして屋外でのイベントや講座などを充実されたい。
- 利用者数の増加を引き続き図られたい。
- 今後需要が高まると考えられるインバウンドへの対応として、案内や説明などを工夫されたい。
- 広報誌の編集作業の充実と効率化を図り、伝えたいことが住民により伝わり啓発効果が高まる紙面づくりに取り組まれたい。
- 周辺の施設などとの連携を深め、例えば合同イベントを開催することや、その際にはシャトルバスを運行することなどを検討されたい。